



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

月日が経つのは早いもので、もう師走となりました。年末年始は海外で過ごされる方もいらっしゃると思いますが、今回は、最近話題の国外転出に関わる税制についてご紹介しようと思います。

国外転出とは

まず国外転出とは、日本国内に住居として継続して住んでいるような場所がなくなるといいます。要は生活の本拠地が日本ではなくなるということです。このことを所得税法上では、日本の居住者から非居住者となるといいます。よくある間違いで、外国籍を取得した場合に対象になると思っている方がいらっしゃいますが、日本国籍のままでも、また外国籍の方でも対象になる場合があります。サラリーマンの海外転勤でも該当する場合がありますので、注意が必要です。

国外転出に関わる税制とは

国外転出がらみで注意すべき事項としては、以下3つのTOPICがあります。

①住民票の海外転出届けの提出

こちらの内容については、新しい税制といたったことではありませんが、国外転出する際には、重要な検討事項になります。1年以上日本を離れる場合には、その間、日本の行政サービスに対して使用料(税金)を払う必要がないので、こちらを提出することによって、住民税を払わなくて済みます(社会保険料についても加入義務がなくなる等ありますが、有利不利を考える必要があります。)

※住民税については、1月1日時点住民票が登録されているかどうかで判断されますので、1月に転出するより12月に転出した方が有利になります。

②国外財産調書の提出制度

平成26年1月から施行され、その年の年末において、預金や建物、土地等の資産の価額の合計額が5千万円を超える「国外財産」を保有する居住者の方は、翌年3月15日までに、必要事項を記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出しなければなりません。※提出忘れによる罰則があります。

③国外転出時課税制度(通称:出国税)

株式売却益に税金がかからない又は少ない国(タックスヘイブン)で資産を売却し、課税を逃れるのを防ぐ新税制で、平成27年7月から施行されました。1億円以上の有価証券等の対象資産を所有している場合には、国外転出の時に、その対象資産について譲渡又は決済があったものとみなして、対象資産の含み益に所得税が課税されます。

おわりに

経済のグローバル化に伴って、日本企業が海外に進出したり、老後は海外で暮らそうと考える人が増えている背景があります。いずれも、日本よりも安い税金や物価を求めて、移転や移住をする方が多いですが、その場合はもちろん、また、そうでない場合でも注意すべき点がありますので、海外に行かれる場合には、これらについて一考して頂ければと思います。

詳しい税務上の取り扱いについて気になる方は、ぜひ弊社までお問合せください。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「ストレスチェック」義務化で注目される産業医の役割

今年12月から義務化

改正労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの義務化」が、今年12月1日より施行されます。

労働者数50人以上の事業場では来年11月末までに、最低1回はストレスチェックを実施する必要があります(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)が、義務化を前に、大きな役割を担う「産業医」に注目が集まっています。

その理由は、法律でストレスチェックの実施者は「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」でなければならないとされているからです。

実施者を誰にするか?

東京経営者協会が今年9月に行った「ストレスチェック制度に関するアンケート」の結果によると、ストレスチェック制度の実施体

制について、回答した企業の28.9%が「産業医が実施者を兼務」、25.5%が「産業医が共同実施者(外部委託)」と回答していることから、産業医に大きな期待が寄せられていることがうかがえます。

なお、半数以上の企業がストレスチェック制度実施の課題として「産業医・外部機関との連携」を挙げています。

厚生労働省がリーフレットを公開

厚生労働省は、11月上旬に、産業医に関するリーフレット「産業医を選任していますか?代表者が産業医を兼務していませんか?」を公開しました。

このリーフレットでは、「常時50人以上の労働者を使用する事業場においては産業医を選任しなければならないこと」、「産業医の選任・変更の際には労働基準監督署に届け出なければならないこと」、「産業医として法人や事業場の代表者が選任されている場合は早期に改善すべきである」こと等が示されています。

産業医を適正に選任していない、または産業医制度が機能していないケースは非常に多く、ストレスチェック制度を契機に見直しを図る企業が増えるものと思われます。

産業医制度自体の見直しも検討

なお、厚生労働省は、産業医の位置付けや役割について見直す必要性が出てきていることから、9月下旬より「産業医制度の在り方に関する検討会」を開催し、必要に応じて法令の改正も念頭に置いた検討を行う方針を示しています。

将来的に何らかの法改正が行われる可能性が高いため、今後の動きに注目しておきましょう。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 従業員の懲戒解雇の有効要件は？

先日、懲戒解雇処分を通知した当社の支店勤務の従業員が、その支社では就業規則の周知手続きが取られていなかったとして、懲戒処分の無効を訴えてきました。本社には就業規則を備え付けていますが、当社はこの従業員を解雇できないのでしょうか。

A 就業規則の実質的周知がポイント

懲戒処分の有効要件

就業規則に基づく懲戒処分は、①就業規則に労働契約規律効が認められること、②懲戒処分が有効となること、の2つの要件を充たす必要があります。

就業規則における労働契約規律効

労働契約規律効とは、労働者と使用者が労働契約を締結する場合、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする効力をいいます。そして、労働契約規律効発生の要件は次のとおりです。

①使用者が当該就業規則を労働者に実質的に周知させていたこと
②当該就業規則が合理的な労働条件を定めていること

実質的な周知は、規則内容の説明会での公表や採用時の説明、要旨の配布、社内報での掲載などでの周知がその範囲に含まれると考えられています。

懲戒処分の有効要件

懲戒処分の有効要件は、次のとおりです。
①罪刑法定主義…懲戒処分をするには、その理由となる事由とこれに対する懲戒の種類・程度が就業規則上明記されている必要があります。
②平等取扱いの原則…同じ規定に同じ程度

違反したような場合は、これに対する懲戒は同一種類、同一程度であるべきとされています。

③相当性の原則…懲戒処分は、規律違反の種類・程度、行為態様などの諸事情に照らして相当な程度でなければなりません。

④適正手続…就業規則上、処分のため一定の手続が要求されているのであれば、これを遵守する必要があることはもちろんのこと、このような手続規定がない場合でも、最低限本人に弁明の機会を与えることが必要であると考えられています。

本件での従業員解雇の可否

労働契約規律効の発生要件として、就業規則の内容をその適用を受ける事業所の労働者に実質的に周知させる手続が必要です。

貴社の場合、本社に就業規則を備え付けること、他、支店従業員に対して就業規則を実質的に周知させる手続を行っていなかったのであれば、当該支店従業員を解雇することはできないことになります。

i お知らせ



新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人の新メンバー3名の紹介をさせていただきます。

会計グループ / 白雪

7月に入社いたしました白雪と申します。国際部に所属し、主に中国法人・個人のお客様を対象とした日本での会社設立、ビザ申請等の業務を担当しております。お客様の声に耳を傾き、誠心誠意サポートして参りたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひ致します。

会計グループ / 寺尾 徹

10月1日に入社いたしました寺尾徹と申します。フレッシュな新人ですが、35歳で妻子持ち、税理士事務所経験が9年近くあります。若い人が多く活気溢れる職場ですが、そのパワーに負けずに、汐留パートナーズさらにはお客様の為に、自分の力を発揮していきたいと思ひます。今後とも、どうぞよろしくお願ひ致します。

会計グループ / ジソン コレツ

10月に入社いたしましたジソンと申します。業務は国際部の会計税務営業総務、海外進出及び日本進出支援、行政書士業務、通訳、翻訳業務に関わっています。

1日でも早く皆さまのお役に立てますよう、精進して参ります。今後とも、どうぞ宜しくお願ひ致します。

12月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>